

# 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

平成22年3月31日  
教育委員会規則第3号

改正 平成22年11月26日教育委員会規則第7号 平成24年3月30日教育委員会規則第6号  
平成25年10月8日教育委員会規則第9号 平成26年6月27日教育委員会規則第8号  
平成26年10月3日教育委員会規則第10号 平成27年8月4日教育委員会規則第10号  
平成27年10月27日教育委員会規則第14号 平成28年7月29日教育委員会規則第9号  
平成28年8月5日教育委員会規則第11号 平成29年11月10日教育委員会規則第5号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則をここに公布する。

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

(入学志願及び学区の指定)

第3条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しなければならない。

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の属する学区の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

(学区の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校に入学することができる。

2 前項の規定により特別支援学校に入学しようとする者は、入学に係る提出書類に保護者の住所の移転を証する書類及び入学しようとする特別支援学校長が必要であると認める書類を添えて、幼稚部及び高等部においては入学しようとする特別支援学校長に、小学部及び中学部においては県教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者であって県教育委員会の許可を得たものは、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

(違反者に対する取扱い)

第5条 この規則に違反して特別支援学校に入学した者については、幼稚部又は高等部においては当該特別支援学校長が入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができるものとし、小学部又は中学部においては県教育委員会が入学先の特別支援学校の変更又は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月 8 日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月27日教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月 3 日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月 4 日教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月27日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成27年11月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7 月29日教育委員会規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室は、第 2 条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間、なお存続するものとする。

3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立沖縄高等特別支援学校の中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室の通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 8 月 5 日教育委員会規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科は、第 1 条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間、なお存続するものとする。

3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科の通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月10日教育委員会規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高

		中学校区域を除く。) 、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
	沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
	鏡が丘特別支援学校 (病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
	森川特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児入所施設に限る。)の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。病院内訪問学級にあつては、沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、社会医療法人敬愛会中頭病院、国立大学法人琉球大学医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖縄赤十字病院及び沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院の入院者に限る。
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今	病弱である幼児に対する教

		<p>帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）</p>	<p>育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。</p>
	桜野特別支援学校	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）</p>	<p>病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>
中頭学区	美咲特別支援学校	<p>恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）</p>	<p>幼稚部にあつては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。</p>
	美咲特別支援学校はなさき分校	<p>沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。）に限る。）、中城村</p>	
	泡瀬特別支援学校	<p>恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村</p>	
那覇学区	大平特別支援学校	<p>宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）、浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）</p>	<p>久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。</p>
	鏡が丘特別支援学校 （肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部	<p>宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市</p>	

	及び高等部に限る。)		
浦分学区	鏡が丘特別支援学校浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。
島尻学区	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。)	幼稚部にあつては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。 馬天小学校分教室（知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。）にあつては、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。)
	島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	
	西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立鏡原、小禄及び金城中学校区域に限る。）、八重瀬町（八重瀬町立具志頭中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古島市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者

			の責任において通学可能な 幼児及び児童生徒に限る。
--	--	--	------------------------------

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町